

がんと6大疾病にまとまった一時金で備える保険

なないろセブン

特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)



CINNAMOROLL
© 2022 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L622233

シナモロールはなないろ生命のマスコットキャラクターです

「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。この商品は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

引受保険会社

あなた色に輝く日々を
なないろ生命
朝日生命グループ

なないろセブンの特徴と保障内容

なないろ セブンは、がんと6大疾病への充実の保障をご準備いただけます。

特徴
1

がん・6大疾病を
まとまった一時金で保障します。

⚠️ がんを原因とする保障の責任開始期は主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

特徴
2

まとまった一時
回数無制限で
金はお受け取り可能です。

⚠️ 最終の支払事由が該当したときは、お支払からその日を含めて1年以内に支払事由に申し立てをお願いします。

特徴
3

がん・6大疾病で所定の状態になると
保険料払込免除となります。

⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物を含みます。

名称	お支払事由(所定の状態)等	お支払限度等	お支払金額等	期間		
特定疾病一時金 特定疾病一時金保険	がん 悪性新生物 上皮内新生物	● 悪性新生物と 診断確定 ● 上皮内新生物と 診断確定	回数無制限 「がん」・「6大疾病」 それぞれについて 1年に1回を限度	30万円・50万円・ 100万円・150万円・ 200万円・300万円 から選択可能*1	一生 生涯 保障	
	6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症				● 急性心筋梗塞の治療のため 入院または手術 ● 拡張型心筋症の治療のため 入院または手術
		脳卒中 脳動脈瘤				● 脳卒中の治療のため 入院または手術 ● 脳動脈瘤が生じ、それが 破裂したと診断 ● 脳動脈瘤が生じ、その治療のため 手術
		慢性腎不全				● 慢性腎不全を発病し、 ▶ 永続的な人工透析療法を開始 ▶ 腎移植手術
		肝硬変				● 肝硬変を発病し、 ▶ 食道・胃静脈瘤が破 ▶ 裂したと診断 ▶ 食道・胃静脈瘤の治 ▶ 療のため手術 ▶ 肝移植手術
		糖尿病				● 糖尿病を発病し、 ▶ 糖尿病性網膜症の ▶ 治療のため手術 ▶ 糖尿病性壊疽の治 ▶ 療のため切断術
		高血圧性疾患				● 高血圧性疾患を発病し、 ▶ 大動脈瘤等が破 ▶ 裂したと診断 ▶ 大動脈瘤等の治 ▶ 療のため手術
⚠️ 「がん」と「6大疾病」は それぞれで判定します						

基本保障(主契約)



7大疾病初回一時金 7大疾病初回一時金特約	特定疾病一時金のお支払事由と同じ	1回限り	50万円・100万円から 選択可能*2
保険料払込免除 7大疾病保険料払込免除特約	特定疾病一時金のお支払事由と同じ ⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物を含みます。	以後の保険料は不要となります	
先進医療・患者申出療養給付金 先進医療・患者申出療養特約	● 所定の先進医療による療養を受けたとき ● 所定の患者申出療養制度による療養を受けたとき ⚠️ がん・6大疾病に限らずお支払いします。	通算 2,000万円	先進医療または患者申出療養制度にか かる技術料と同額
先進医療・患者申出療養見舞金 先進医療・患者申出療養特約		通算 200万円	先進医療・患者申出療養給付金 の10%相当額
がん治療給付金 がん治療特約(2022)	がん(上皮内新生物を含む)の治療を目的とした以下の治療を受けたとき ● 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療・放射線治療 ● 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 ⚠️ 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療、放射線治療、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療それぞれ月1回お支払いします。また、がんの再発予防の治療も対象となります。	通算 2,000万円 (自由診療抗がん剤治療は通算24回限度)	治療を受けた月ごとに 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療・ 放射線治療：5万円*3 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む) 治療：10万円

*1 上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)

*2 上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(20万円以上、10万円単位)

*3 上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(5万円以上、5万円単位)

※がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから21ページ)」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■ 契約年齢(満年齢)：0歳～80歳 ■ 保険料払込期間：60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 ■ 保険料払込方法：月払、年払
 ■ 保険料払込経路：口座振替扱、クレジットカード扱

※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

特徴と保障内容

知っておきたいQ&A

保険料表

契約概要

注意喚起情報

ご契約にあたって

なないろセブンの特徴と保障内容

費用例

がん・6大疾病の治療には
どのくらい費用がかかるかご存じですか？

がんと6大疾病のうち、主な疾病における費用

胃がん

15日間の入院では…約**31.1万円**



医療費の自己負担額	166,016円 ^{*1}
入院時食事代の自己負担額	11,960円
差額ベッド代(4日間個室入院)	44,000円
その他費用 ^{*2}	89,000円
合計	310,976円^{*1}

脳梗塞

51日間の入院では…約**59.8万円**



医療費の自己負担額	188,576円 ^{*1}
入院時食事代の自己負担額	68,080円
差額ベッド代(14日間個室入院)	154,000円
その他費用 ^{*2}	187,500円
合計	598,156円^{*1}

^{*1} 医療費の自己負担額は、高額療養費制度(70歳未満の給与所得者で月給27万円以上51.5万円未満に該当する場合)を利用後の金額です。

^{*2} その他費用とは、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝いなどの諸雑費を含みます。

※上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。

※公益財団法人生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに当社で作成

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから21ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

加入例

がん・6大疾病への保障準備として、
お客様のニーズに合わせた設計が可能です

なないろセブンのご加入例

- 保険期間・保険料払込期間：終身
- 保険料払込方法：月払
- 保険料払込経路：口座振替、クレジットカード扱

保険料負担を抑えて備えたい方へ

設計例

主契約	オプション			
	7大疾病初回一時金特約	7大疾病保険料払込免除特則	先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約(2022)
50万円	+	適用	-	-

保険料

年齢	男性	女性
20	1,035円	1,035円
30	1,455円	1,345円
40	2,165円	1,745円
50	3,625円	2,460円

治療費の自己負担にしっかり備えたい方へ

設計例

主契約	オプション			
	7大疾病初回一時金特約	7大疾病保険料払込免除特則	先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約(2022)
50万円	+	50万円	付加	-

保険料

年齢	男性	女性
20	1,523円	1,606円
30	2,150円	2,090円
40	3,196円	2,718円
50	5,312円	3,805円

がん・6大疾病の再発にもしっかり備えたい方へ

設計例

主契約	オプション			
	7大疾病初回一時金特約	7大疾病保険料払込免除特則	先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約(2022)
100万円	+	50万円	付加	5万円

保険料

年齢	男性	女性
20	2,828円	3,056円
30	3,975円	4,025円
40	5,906円	5,308円
50	9,852円	7,395円

※がん・6大疾病による特定疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。

※主契約・特約・7大疾病保険料払込免除特則の組み合わせについては、ご加入例の限りではありません。お客様のご意向に合わせて、主契約・特約・7大疾病保険料払込免除特則は組み合わせることができます。

Q1 すべてのがんが「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

A **上皮内新生物を含むすべてのがんが**「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

Q2 すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

A 「7大疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、**上皮内新生物を含むすべてのがんが**保険料払込免除の対象となります。

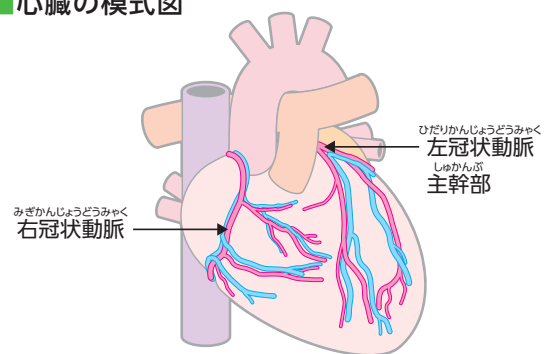
Q3 がんと診断確定され、入院・手術をしないで通院により治療する場合でも、「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

A がんと診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**、「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となります。
 なお、**入院により診断確定された場合、通院により診断確定された場合のいずれにおいても対象となります。**

Q4 急性心筋梗塞や脳卒中は、どのような場合に「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となりますか？

A **〈急性心筋梗塞〉**
 急性心筋梗塞により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点で**、「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となります。
 「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません。

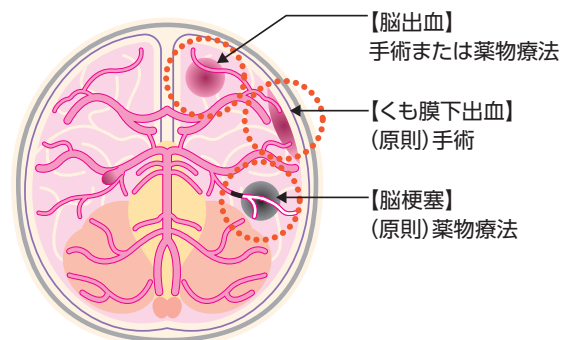
■心臓の模式図



心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管(冠状動脈)に原因があって起こる病気です。

〈脳卒中(くも膜下出血・脳梗塞・脳出血)〉
 脳卒中により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点で**、「特定疾病一時金」「7大疾病初回一時金」「7大疾病保険料払込免除」の対象となります。
 「後遺症が継続」等の要件はありません。

■脳卒中のイメージ図・治療方法

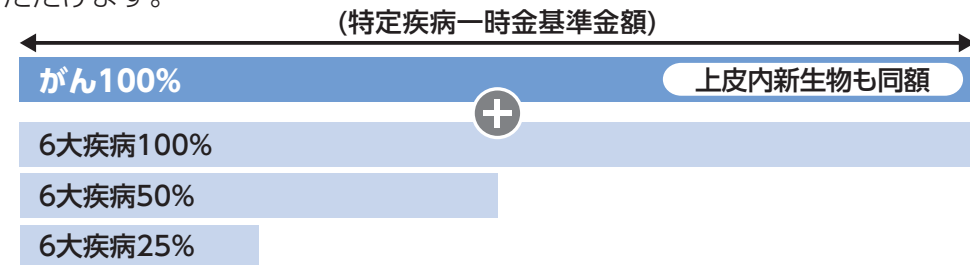


脳卒中とは「くも膜下出血」「脳梗塞」「脳出血」を指します。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから21ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

Q5 6大疾病に対する「特定疾病一時金」の給付割合は、どのように選択することができますか？

A ご契約時に特定疾病一時金基準金額(がんに対する給付金額)をもとに、6大疾病の給付割合を選択いただけます。



Q6 「がん治療給付金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

A **がん(上皮内新生物を含む)の治療に月額給付で備えられます。自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療も保障します。**

〈支払事由〉…… がん(上皮内新生物を含む)で以下のいずれかの治療を受けたとき
 (1) 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
 (2) 放射線治療
 (3) 自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療

〈支払金額〉…… [がん治療給付金月額]
 5万円～20万円(5万円単位)の範囲で設定
 ※自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたときは、
 「がん治療給付金月額 × 2」の金額

自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療の対象は右のとおりです。

- ① 先進医療の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
- ② 患者申出療養の対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療
- ③ 欧米で承認されている所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療

■お受け取りイメージ(がん治療給付金月額5万円の場合)

1月目				2月目			
回数	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤	回数	抗がん剤	放射線	自由診療抗がん剤
1回目	○	○	—	1回目	○	—	○
2回目	—	—	—	2回目	○	—	—
給付金額	5万円	5万円	—	給付金額	5万円	—	10万円
合計	10万円			合計	15万円		

通算 **2,000万円** 限度
 ※自由診療抗がん剤治療は通算**24回** 限度

POINT

がんで抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療・放射線治療・自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき※、

- ① **治療を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたときは、「がん治療給付金月額 × 2」の金額をお受け取りいただけます。**
 - ② **それぞれの治療に対して月1回給付金をお受け取りいただけます。**
- ※**がんの再発予防のための治療を受けたときも給付金をお受け取りいただけます。**

Q7 「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となる欧米で承認された薬剤とはどのようなものですか？

A 欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)で承認されているものの、日本では未承認・適応外使用※(保険診療対象外)となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)のことです。この抗がん剤(ホルモン剤を含む)による治療は「がん治療給付金」の「自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療」として支払対象となります。

がん治療給付金の支払い		日本	
		承認範囲内	承認範囲外
欧米	承認範囲内	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象 (がん治療給付金月額×2)
	承認範囲外	支払対象 (がん治療給付金月額)	支払対象外

※現在公的医療保険制度の対象となっているがんの種類ごとに承認された薬剤を他の臓器のがん治療に使用することです。適応外使用であっても、その薬剤が欧米で適応症の範囲内として承認を受けている場合は、がん治療給付金の支払対象となります。

Q8 「先進医療」と「患者申出療養」はそれぞれどのようなものですか？

A 先進医療、患者申出療養は、ともに将来的に保険診療を検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療	厚生労働大臣が定める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関に条件があります。	いずれも技術料は全額自己負担※
患者申出療養	保険診療や先進医療では有効な治療法がない場合などに、患者側から主治医に相談して、これまでになかった治療を厚生労働大臣が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。	

※入院基本料などは保険適用(高額療養費制度の対象となり、自己負担額は年齢や所得により異なる)となります。

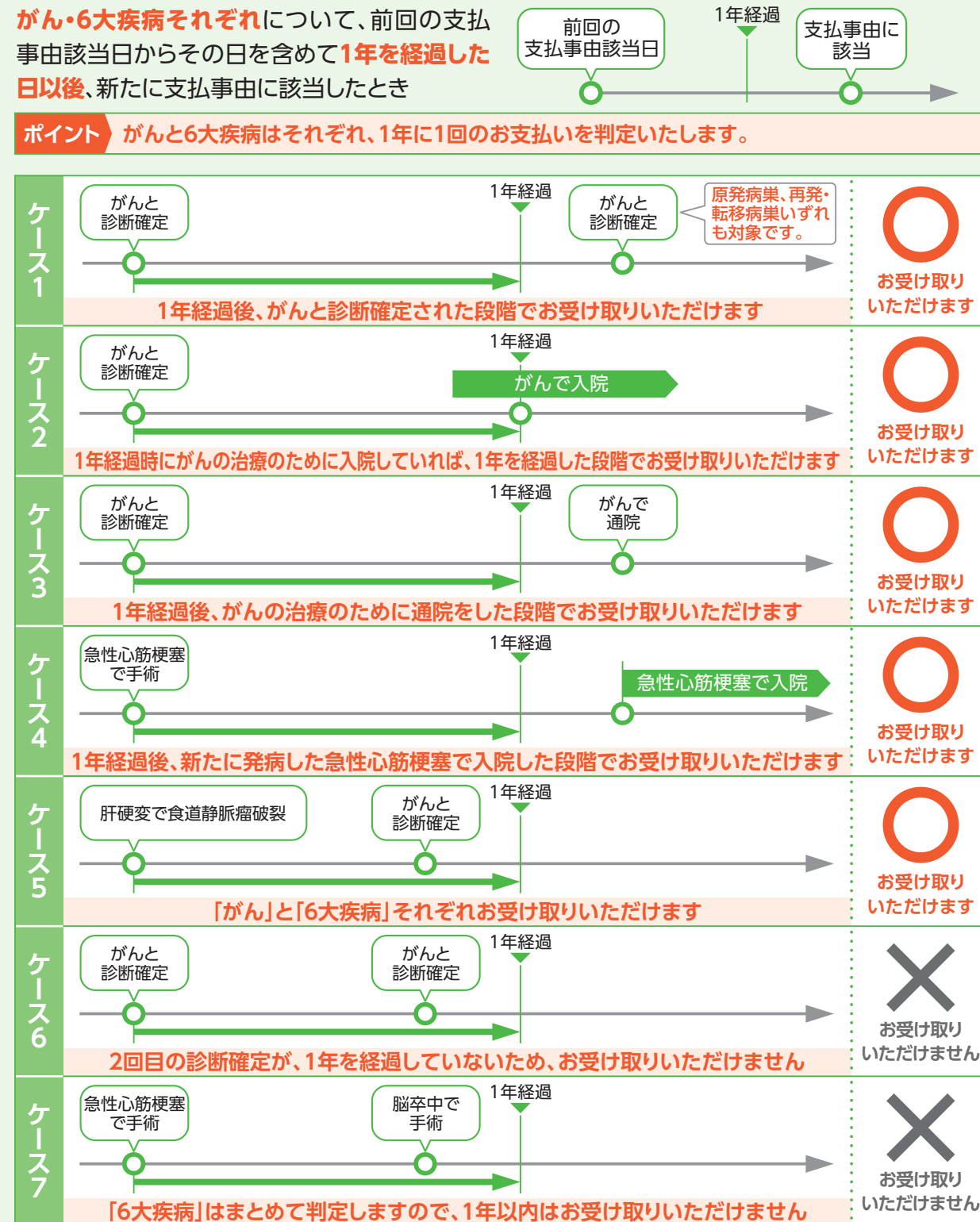
区分	技術名	適応症	自己負担額(技術料相当額)
先進医療	重粒子線治療	肺・縦隔腫瘍など	約318万円
	陽子線治療	頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍など	約264万円
	子宮腺筋症核出術	子宮腺筋症	約30万円
患者申出療養	経皮的乳がんラジオ波焼灼療法	早期乳がん	約40万円

※厚生労働省「第105回先進医療会議 令和3年6月30日時点における先進医療Aに係る費用」、「第30回患者申出療養評価会議 令和3年度(令和2年7月1日～令和3年6月30日)の患者申出療養の費用」より当社で試算

※重粒子線治療や陽子線治療は、適応症によって公的医療保険制度の対象となるものがあります。

Q9 2回目以降の「特定疾病一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

A 2回目以降の「特定疾病一時金」のお受け取り可否は以下のとおりです。



保険料表

男性

7大疾病保険料払込免除特則

適用

● 保険期間・保険料払込期間：終身 ● 保険料払込方法：月払 ● 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	特定疾病一時金保険			7大疾病初回一時金特約		先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約がん治療給付金5万円
	30万円	50万円	100万円	50万円	100万円		
0	390*	650	1,300	245	490	58	175
1	396*	660	1,320	250	500	59	175
2	411*	685	1,370	255	510	60	180
3	417*	695	1,390	260	520	61	180
4	423*	705	1,410	265	530	61	185
5	429*	715	1,430	270	540	62	190
6	435*	725	1,450	275	550	63	190
7	444*	740	1,480	285	570	64	195
8	462*	770	1,540	290	580	65	200
9	468*	780	1,560	295	590	66	205
10	477*	795	1,590	305	610	67	210
11	486*	810	1,620	315	630	69	210
12	507*	845	1,690	320	640	70	215
13	516*	860	1,720	330	660	71	220
14	525*	875	1,750	340	680	73	230
15	537*	895	1,790	350	700	74	235
16	558*	930	1,860	360	720	76	240
17	570*	950	1,900	370	740	77	245
18	582*	970	1,940	380	760	79	255
19	609*	1,015	2,030	395	790	81	260
20	621*	1,035	2,070	405	810	83	270
21	636*	1,060	2,120	420	840	85	275
22	663*	1,105	2,210	435	870	87	285
23	681*	1,135	2,270	450	900	89	295
24	696*	1,160	2,320	465	930	92	305
25	726*	1,210	2,420	480	960	94	310
26	747*	1,245	2,490	500	1,000	97	325
27	780*	1,300	2,600	520	1,040	100	335
28	813	1,355	2,710	540	1,080	103	345
29	837	1,395	2,790	560	1,120	106	355
30	873	1,455	2,910	585	1,170	110	370
31	897	1,495	2,990	610	1,220	113	385
32	939	1,565	3,130	635	1,270	117	400
33	978	1,630	3,260	660	1,320	121	415
34	1,020	1,700	3,400	685	1,370	125	430
35	1,053	1,755	3,510	715	1,430	130	445
36	1,098	1,830	3,660	745	1,490	135	465
37	1,146	1,910	3,820	775	1,550	140	480
38	1,194	1,990	3,980	810	1,620	145	500
39	1,245	2,075	4,150	840	1,680	150	520
40	1,299	2,165	4,330	875	1,750	156	545
41	1,362	2,270	4,540	920	1,840	163	570
42	1,428	2,380	4,760	965	1,930	171	600
43	1,497	2,495	4,990	1,010	2,020	179	630
44	1,584	2,640	5,280	1,060	2,120	187	665
45	1,662	2,770	5,540	1,110	2,220	197	700
46	1,746	2,910	5,820	1,170	2,340	206	735
47	1,848	3,080	6,160	1,230	2,460	217	780
48	1,941	3,235	6,470	1,295	2,590	228	820
49	2,055	3,425	6,850	1,360	2,720	240	870
50	2,175	3,625	7,250	1,435	2,870	252	915
51	2,289	3,815	7,630	1,510	3,020	266	970
52	2,421	4,035	8,070	1,595	3,190	280	1,025
53	2,574	4,290	8,580	1,680	3,360	295	1,085
54	2,718	4,530	9,060	1,770	3,540	311	1,145
55	2,871	4,785	9,570	1,865	3,730	327	1,210
56	3,030	5,050	10,100	1,965	3,930	344	1,280
57	3,207	5,345	10,690	2,065	4,130	362	1,355
58	3,375	5,625	11,250	2,170	4,340	381	1,430
59	3,558	5,930	11,860	2,280	4,560	399	1,505
60	3,735	6,225	12,450	2,385	4,770	418	1,575
61	3,903	6,505	13,010	2,480	4,960	437	1,650
62	4,062	6,770	13,540	2,575	5,150	456	1,720
63	4,239	7,065	14,130	2,675	5,350	476	1,795
64	4,419	7,365	14,730	2,780	5,560	495	1,865
65	4,608	7,680	15,360	2,890	5,780	514	1,930
66	4,818	8,030	16,060	3,010	6,020	534	2,000
67	5,037	8,395	16,790	3,135	6,270	554	2,060
68	5,253	8,755	17,510	3,270	6,540	573	2,120
69	5,490	9,150	18,300	3,410	6,820	592	2,180
70	5,736	9,560	19,120	3,555	7,110	611	2,230
71	5,991	9,985	19,970	3,710	7,420	629	2,280
72	6,264	10,440	20,880	3,875	7,750	646	2,325
73	6,549	10,915	21,830	4,045	8,090	663	2,360
74	6,828	11,380	22,760	4,220	8,440	679	2,395
75	7,119	11,865	23,730	4,395	8,790	694	2,435
76	7,401	12,335	24,670	4,565	9,130	707	2,465
77	7,674	12,790	25,580	4,730	9,460	717	2,495
78	7,947	13,245	26,490	4,895	9,790	727	2,525
79	8,211	13,685	27,370	5,055	10,110	737	2,555
80	8,490	14,150	28,300	5,215	10,430	747	2,585

*特定疾病一時金基準金額が50万円未満のとき月々お払込みいただく合計保険料が、800円未満となる場合、お申し込みいただけません。【2022年5月2日現在】
 ※がん・6大疾病による特定疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
 ※上記以外の保険料等については、みずほ銀行またはなないろ生命までお問い合わせください。

保険料表

女性

7大疾病保険料払込免除特則

適用

● 保険期間・保険料払込期間：終身 ● 保険料払込方法：月払 ● 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	特定疾病一時金保険			7大疾病初回一時金特約		先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約がん治療給付金5万円
	30万円	50万円	100万円	50万円	100万円		
0	417*	695	1,390	300	600	60	230
1	420*	700	1,400	305	610	61	235
2	426*	710	1,420	310	620	61	240
3	432*	720	1,440	315	630	62	245
4	438*	730	1,460	320	640	63	250
5	444*	740	1,480	330	660	64	260
6	450*	750	1,500	335	670	65	265
7	471*	785	1,570	340	680	66	270
8	477*	795	1,590	350	700	67	280
9	486*	810	1,620	360	720	68	290
10	495*	825	1,650	365	730	69	295
11	504*	840	1,680	375	750	71	305
12	513*	855	1,710	385	770	72	315
13	522*	870	1,740	395	790	73	325
14	531*	885	1,770	405	810	75	335
15	555*	925	1,850	420	840	76	350
16	567*	945	1,890	430	860	78	360
17	579*	965	1,930	445	890	80	375
18	594*	990	1,980	455	910	82	385
19	606*	1,010	2,020	470	940	84	400
20	621*	1,035	2,070	485	970	86	415
21	648*	1,080	2,160	500	1,000	88	430
22	663*	1,105	2,210	515	1,030	90	445
23	678*	1,130	2,260	530	1,060	92	465
24	693*	1,155	2,310	545	1,090	95	480
25	708*	1,180	2,360	560	1,120	97	495
26	735*	1,225	2,450	575	1,150	99	515
27	750*	1,250	2,500	590	1,180	102	530
28	765*	1,275	2,550	605	1,210	105	550
29	780*	1,300	2,600	620	1,240	107	570
30	807	1,345	2,690	635	1,270	110	590
31	825	1,375	2,750	650	1,300	113	610
32	843	1,405	2,810	670	1,340	116	635
33	861	1,435	2,870	690	1,380	119	660
34	894	1,490	2,980	710	1,420	123	685
35	912	1,520	3,040	725	1,450	126	715
36	933	1,555	3,110	745	1,490	129	740
37	966	1,610	3,220	765	1,530	133	765
38	987	1,645	3,290	790	1,580	136	795
39	1,023	1,705	3,410	810	1,620	140	820
40	1,047	1,745	3,490	830	1,660	143	845
41	1,077	1,795	3,590	860	1,720	148	875
42	1,119	1,865	3,730	890	1,780	152	905
43	1,152	1,920	3,840	920	1,840	156	935
44	1,197	1,995	3,990	950	1,900	160	960
45	1,233	2,055	4,110	980	1,960	164	990
46	1,281	2,135	4,270	1,015	2,030	169	1,020
47	1,332	2,220	4,440	1,050	2,100	173	1,050
48	1,371	2,285	4,570	1,085	2,170	177	1,080
49	1,425	2,375	4,750	1,125	2,250	181	1,105
50	1,476	2,460	4,920	1,160	2,320	185	1,130
51	1,521	2,535	5,070	1,200	2,400	190	1,155
52	1,575	2,625	5,250	1,245	2,490	195	1,180
53	1,632	2,720	5,440	1,285	2,570	200	1,200
54	1,689	2,815	5,630	1,330	2,660	205	1,225
55	1,737	2,895	5,790	1,380	2,760	211	1,245
56	1,797	2,995	5,990	1,430	2,860	216	1,265
57	1,860	3,100	6,200	1,480	2,960	222	1,285
58	1,923	3,205	6,410	1,535	3,070	227	1,305
59	1,989	3,315	6,630	1,590	3,180	233	1,330
60	2,058	3,430	6,860	1,650	3,300	239	1,350
61	2,118	3,530	7,060	1,705	3,410	245	1,370
62	2,181	3,635	7,270	1,760	3,520	250	1,390
63	2,235	3,725	7,450	1,820	3,640	256	1,410
64	2,313	3,855	7,710	1,890	3,780	263	1,430
65	2,397	3,995	7,990	1,965	3,930	269	1,455
66	2,493	4,155	8,310	2,045	4,090	275	1,480
67	2,598	4,330	8,660	2,140	4,280	282	1,505
68	2,712	4,520	9,040	2,240	4,480	289	1,530
69	2,829	4,715	9,430	2,345	4,690	295	1,550
70	2,964	4,940	9,88				

保険料表

男性

7大疾病保険料払込免除特則

非適用

● 保険期間・保険料払込期間：終身 ● 保険料払込方法：月払 ● 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	特定疾病一時金保険			7大疾病初回一時金特約		先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約がん治療給付金5万円
	30万円	50万円	100万円	50万円	100万円		
0	255*	425	850	245	490	56	165
1	270*	450	900	250	500	57	170
2	276*	460	920	255	510	58	170
3	279*	465	930	260	520	58	175
4	285*	475	950	265	530	59	175
5	291*	485	970	270	540	60	180
6	297*	495	990	275	550	61	185
7	303*	505	1,010	285	570	62	185
8	321*	535	1,070	290	580	63	190
9	327*	545	1,090	295	590	64	195
10	333*	555	1,110	305	610	65	200
11	342*	570	1,140	315	630	66	200
12	348*	580	1,160	320	640	67	205
13	369*	615	1,230	330	660	68	210
14	378*	630	1,260	340	680	69	215
15	387*	645	1,290	350	700	70	220
16	396*	660	1,320	360	720	72	225
17	405*	675	1,350	370	740	73	230
18	429*	715	1,430	380	760	75	235
19	438*	730	1,460	395	790	76	245
20	450*	750	1,500	405	810	78	250
21	474*	790	1,580	420	840	80	255
22	489*	815	1,630	435	870	81	265
23	501*	835	1,670	450	900	83	270
24	528*	880	1,760	465	930	85	280
25	543*	905	1,810	480	960	87	285
26	558*	930	1,860	500	1,000	90	295
27	585*	975	1,950	520	1,040	92	305
28	603*	1,005	2,010	540	1,080	94	315
29	633*	1,055	2,110	560	1,120	97	325
30	651*	1,085	2,170	585	1,170	100	335
31	684*	1,140	2,280	610	1,220	102	345
32	705*	1,175	2,350	635	1,270	105	355
33	738*	1,230	2,460	660	1,320	108	365
34	762*	1,270	2,540	685	1,370	112	380
35	798*	1,330	2,660	715	1,430	115	390
36	834	1,390	2,780	745	1,490	119	405
37	861	1,435	2,870	775	1,550	122	415
38	900	1,500	3,000	810	1,620	126	430
39	939	1,565	3,130	840	1,680	130	445
40	969	1,615	3,230	875	1,750	134	465
41	1,017	1,695	3,390	920	1,840	140	480
42	1,068	1,780	3,560	965	1,930	145	505
43	1,119	1,865	3,730	1,010	2,020	151	525
44	1,164	1,940	3,880	1,060	2,120	157	550
45	1,221	2,035	4,070	1,110	2,220	164	575
46	1,281	2,135	4,270	1,170	2,340	170	600
47	1,347	2,245	4,490	1,230	2,460	178	630
48	1,413	2,355	4,710	1,295	2,590	185	660
49	1,482	2,470	4,940	1,360	2,720	193	690
50	1,557	2,595	5,190	1,435	2,870	201	725
51	1,632	2,720	5,440	1,510	3,020	210	760
52	1,713	2,855	5,710	1,595	3,190	219	795
53	1,809	3,015	6,030	1,680	3,360	229	830
54	1,896	3,160	6,320	1,770	3,540	239	870
55	1,986	3,310	6,620	1,865	3,730	249	910
56	2,091	3,485	6,970	1,965	3,930	259	950
57	2,184	3,640	7,280	2,065	4,130	270	995
58	2,280	3,800	7,600	2,170	4,340	281	1,040
59	2,391	3,985	7,970	2,280	4,560	292	1,085
60	2,493	4,155	8,310	2,385	4,770	303	1,130
61	2,592	4,320	8,640	2,480	4,960	314	1,170
62	2,679	4,465	8,930	2,575	5,150	325	1,215
63	2,784	4,640	9,280	2,675	5,350	337	1,255
64	2,877	4,795	9,590	2,780	5,560	348	1,295
65	2,985	4,975	9,950	2,890	5,780	358	1,330
66	3,096	5,160	10,320	3,010	6,020	369	1,365
67	3,210	5,350	10,700	3,135	6,270	379	1,395
68	3,330	5,550	11,100	3,270	6,540	389	1,425
69	3,453	5,755	11,510	3,410	6,820	399	1,450
70	3,582	5,970	11,940	3,555	7,110	408	1,475
71	3,711	6,185	12,370	3,710	7,420	417	1,495
72	3,852	6,420	12,840	3,875	7,750	425	1,510
73	3,999	6,665	13,330	4,045	8,090	432	1,525
74	4,146	6,910	13,820	4,220	8,440	439	1,535
75	4,284	7,140	14,280	4,395	8,790	445	1,545
76	4,428	7,380	14,760	4,565	9,130	450	1,555
77	4,569	7,615	15,230	4,730	9,460	455	1,565
78	4,707	7,845	15,690	4,895	9,790	459	1,575
79	4,848	8,080	16,160	5,055	10,110	463	1,585
80	4,989	8,315	16,630	5,215	10,430	467	1,595

*特定疾病一時金基準金額が50万円未満のとき月々お払込みいただく合計保険料が、800円未満となる場合、お申し込みいただけません。【2022年5月2日現在】
 ※がん・6大疾病による特定疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
 ※上記以外の保険料等については、みずほ銀行またはなないろ生命までお問い合わせください。

保険料表

女性

7大疾病保険料払込免除特則

非適用

● 保険期間・保険料払込期間：終身 ● 保険料払込方法：月払 ● 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約年齢(歳)	特定疾病一時金保険			7大疾病初回一時金特約		先進医療・患者申出療養特約	がん治療特約がん治療給付金5万円
	30万円	50万円	100万円	50万円	100万円		
0	273*	455	910	300	600	57	215
1	276*	460	920	305	610	58	220
2	282*	470	940	310	620	58	225
3	285*	475	950	315	630	59	230
4	291*	485	970	320	640	60	235
5	297*	495	990	330	660	61	240
6	303*	505	1,010	335	670	61	245
7	309*	515	1,030	340	680	62	255
8	327*	545	1,090	350	700	63	260
9	333*	555	1,110	360	720	64	270
10	339*	565	1,130	365	730	65	275
11	348*	580	1,160	375	750	66	285
12	354*	590	1,180	385	770	67	290
13	363*	605	1,210	395	790	69	300
14	372*	620	1,240	405	810	70	310
15	381*	635	1,270	420	840	71	320
16	390*	650	1,300	430	860	72	330
17	411*	685	1,370	445	890	74	340
18	423*	705	1,410	455	910	75	350
19	432*	720	1,440	470	940	77	360
20	444*	740	1,480	485	970	78	375
21	456*	760	1,520	500	1,000	80	385
22	468*	780	1,560	515	1,030	82	400
23	480*	800	1,600	530	1,060	84	410
24	504*	840	1,680	545	1,090	85	425
25	513*	855	1,710	560	1,120	87	440
26	525*	875	1,750	575	1,150	89	450
27	537*	895	1,790	590	1,180	91	465
28	546*	910	1,820	605	1,210	93	480
29	558*	930	1,860	620	1,240	96	495
30	582*	970	1,940	635	1,270	98	515
31	597*	995	1,990	650	1,300	100	530
32	609*	1,015	2,030	670	1,340	102	550
33	624*	1,040	2,080	690	1,380	105	570
34	651*	1,085	2,170	710	1,420	107	590
35	666*	1,110	2,220	725	1,450	110	610
36	681*	1,135	2,270	745	1,490	112	630
37	696*	1,160	2,320	765	1,530	115	650
38	723*	1,205	2,410	790	1,580	118	670
39	738*	1,230	2,460	810	1,620	120	690
40	756*	1,260	2,520	830	1,660	123	710
41	777*	1,295	2,590	860	1,720	126	730
42	813	1,355	2,710	890	1,780	129	755
43	837	1,395	2,790	920	1,840	133	775
44	873	1,455	2,910	950	1,900	136	795
45	900	1,500	3,000	980	1,960	139	820
46	927	1,545	3,090	1,015	2,030	142	840
47	966	1,610	3,220	1,050	2,100	145	860
48	993	1,655	3,310	1,085	2,170	148	880
49	1,035	1,725	3,450	1,125	2,250	151	900
50	1,065	1,775	3,550	1,160	2,320	154	920
51	1,107	1,845	3,690	1,200	2,400	158	935
52	1,137	1,895	3,790	1,245	2,490	161	955
53	1,179	1,965	3,930	1,285	2,570	165	970
54	1,212	2,020	4,040	1,330	2,660	169	985
55	1,257	2,095	4,190	1,380	2,760	173	1,000
56	1,305	2,175	4,350	1,430	2,860	177	1,015
57	1,341	2,235	4,470	1,480	2,960	181	1,030
58	1,392	2,320	4,640	1,535	3,070	185	1,040
59	1,428	2,380	4,760	1,590	3,180	189	1,055
60	1,482	2,470	4,940	1,650	3,300	193	1,070
61	1,527	2,545	5,090	1,705	3,410	198	1,085
62	1,563	2,605	5,210	1,760	3,520	202	1,100
63	1,614	2,690	5,380	1,820	3,640	206	1,110
64	1,659	2,765	5,530	1,890	3,780	210	1,125
65	1,719	2,865	5,730	1,965	3,930	214	1,140
66	1,788	2,980	5,960	2,045	4,090	218	1,150
67	1,848	3,080	6,160	2,140	4,280	222	1,165
68	1,926	3,210	6,420	2,240	4,480	226	1,175
69	2,007	3,345	6,690	2,345	4,690	230	1,185
70	2,076	3,460	6,920	2,450	4,900	234	1,195
71	2,163	3,605	7,210	2,570	5,140	237	1,205
72	2,253	3,755	7,510				

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。

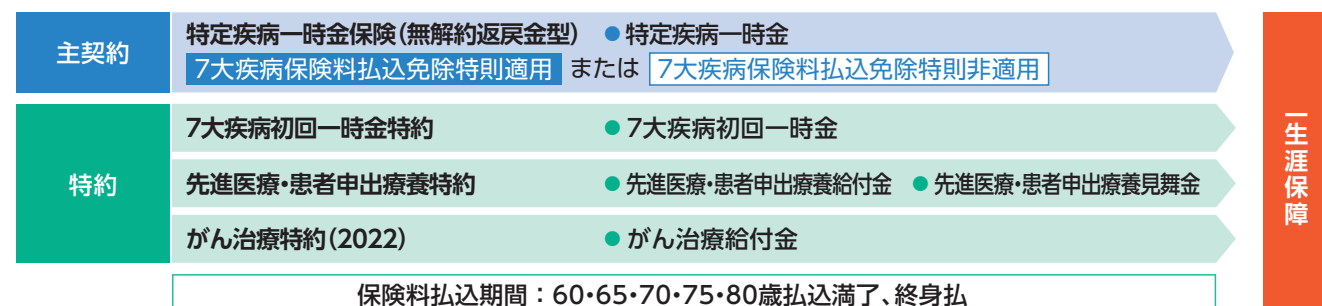
1 引受保険会社

- 名称 **なないろ生命保険株式会社**
- 電話 **お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716**
- ホームページ **https://www.nanairolife.co.jp/**

2 商品の特徴としくみ

- 商品名称 **なないろセブン 正式名称：特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)**
- 特徴 **7大疾病による所定の状態に一時金で備えることができます。**

しくみ図



お取り扱い

	主契約		特約	
	特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)		7大疾病初回一時金特約	がん治療特約(2022)
取扱金額*1	30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・300万円から選択可能*2 *2 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)		50万円・100万円から選択可能*3 *3 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(20万円以上、10万円単位)	5万円*4 *4 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(5万円以上、5万円単位)
契約年齢(満年齢)	0歳～80歳			
保険期間	終身			
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払			
保険料払込方法	月払、年払			
保険料払込経路	口座振替扱、クレジットカード扱			
最低保険料	月払：特定疾病一時金基準金額が50万円未満の場合、800円			
告知書扱の最高取扱金額*1	特定疾病一時金基準金額・7大疾病初回一時金額を合計して 0歳～59歳…500万円 60歳～80歳…300万円		20万円	

*1 他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

- 「特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)」 「7大疾病初回一時金特約」 「7大疾病保険料払込免除特則」 「がん治療特約(2022)」 のがんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
- がんを原因とする保障の責任開始期より前にかんがんと診断確定されていた場合には、この保険契約(付加特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

3 保障内容

特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)

以下の支払事由に該当した場合に特定疾病一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物	・がん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき	特定疾病一時金基準金額 30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・300万円から選択可能*1 × 契約時に選択した給付割合*2
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき	
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき	
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき	
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき	
高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	回数無制限 がんと6大疾病それぞれについて1年に1回を限度	

*1 上記以外にも自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)

*2 特定疾病一時金の給付割合は契約時に、以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

- ・がんによる特定疾病一時金：特定疾病一時金基準金額×100%
- ・6大疾病による特定疾病一時金：特定疾病一時金基準金額×100%・50%・25%

保障内容に関する注意事項

- 特定疾病一時金を複数回お支払いするときは、2回目以降も支払事由に該当している必要があります。
- 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは一回限りとなります。
- 特定疾病一時金を複数回お支払いする場合、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、(解離性)大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。
- がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したときは、入院を開始した日にがんがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その応当日にがんがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたときは、その応当日以後、最初に通院した日にがんがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 6大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする継続入院中のときは、その応当日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- 同時にがんによる特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時に6大疾病による特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。

3 保障内容

7大疾病保険料払込免除特則

以下の保険料払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
がんによる保険料の払込免除	がん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)の6大疾病による特定疾病一時金の支払事由(14ページ)と同じ

7大疾病初回一時金特約

以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
6大疾病	がん	7大疾病初回一時金額 50万円・100万円から選択可能* *上記以外に自由に設定した金額 (20万円以上、10万円単位)	1回
	悪性新生物 上皮内新生物		
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症		
	脳卒中 脳動脈瘤		
	慢性腎不全		
	肝硬変		
	糖尿病		
高血圧性疾患			

先進医療・患者申出療養特約

以下の支払事由に該当した場合に先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療・患者申出療養給付金	所定の先進医療または患者申出療養制度による療養を受けたとき	先進医療または患者申出療養の技術にかかる費用と同額	通算：2,000万円
先進医療・患者申出療養見舞金		先進医療・患者申出療養給付金の10%相当額	通算：200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払対象となる先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術のことをいい、医療技術ごとに適応症および実施する医療機関が限定されています。
- 支払対象となる患者申出療養は、厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養は、随時見直しされます。
- 歯科のみで実施することが定められている先進医療・患者申出療養は支払対象外となります。
- 1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用と同額(被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額)をお支払いします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるなないる生命の特約に重複して加入することはできません。

がん治療特約(2022)

	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	①がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療 ・放射線治療 ②がんの治療を目的とする自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたとき	①がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額 ②がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額×2	通算：2,000万円 ※自由診療抗がん剤治療は通算24回限度

- 同じ月に支払事由に該当する抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- 同じ月に支払事由に該当する自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を複数回受けた場合、重複してお支払いしません。
- ただし、同じ月に支払事由に該当する複数の治療を受けた場合、抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療、放射線治療および自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療それぞれに対してお支払いします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん治療給付金の支払対象となる自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品または欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品をいいます。

指定代理請求特約

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できないなないる生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療・患者申出療養特約」「がん治療特約(2022)」の支払事由に影響を及ぼす場合には、なないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2ヵ月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払込まれている場合は、特定疾病一時金基準金額(がんによる特定疾病一時金額と同額)の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

- この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払込まれている場合は、特定疾病一時金基準金額(がんによる特定疾病一時金額と同額)の10%の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

- この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

- 具体的な保険料は「保険料表」(9ページから12ページ)でご確認ください。

10 責任開始に関する特約について

- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料は、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 「責任開始に関する特約」を付加したご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保障の保険期間開始日は、お申し込みと告知(診査)がともに完了したときとなります。

11 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お申込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お申込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。
※税務のお取り扱いについては、2022年3月現在の税制に基づいて記載しています。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。以下は、お客さまにとって不利益となる事項を記載していますので、特にご注意ください。

- 6 給付金などをお支払いできない場合について
- 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
- 9 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申し込みの撤回等)について

(1)適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(注意喚起情報)を受け取った日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます)のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内(非営業日を含みます)。

(2)お申し出方法

〈書面によるお申し込みの撤回〉

書面によるお申し出の場合は書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じるので、**郵便によりなないろ生命宛に発送してください。**(店頭へ持参せず郵送にてお申し出ください。また、保険契約者さまからの口頭のみのお申し出はお受けできませんのでご注意ください。)

〈記入例〉書面には、保険契約者さまご本人が、次の①～③の内容をご記入していただきます(口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います)。

- ① お申し込みの撤回等をする旨の文言
- ② 申込者氏名(自署)、住所、電話番号
- ③ 申込番号(契約申込書の上10桁の数字)、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人)

【口座振替扱のお申し込み】

なないろ生命保険株式会社 行
 今回の契約申し込みを撤回します
 申込者氏名：○ ○ ○ ○
 申込者住所：○○○○○○○○○
 電話番号：**-****-****
 申込番号：*****
 保険料：*****円
 取扱代理店：○○○会社○○店
 申込日：20○○年○○月○○日
 申出日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申し込み】

なないろ生命保険株式会社 行
 今回の契約申し込みを撤回します
 申込者氏名：○ ○ ○ ○
 申込者住所：○○○○○○○○○
 電話番号：**-****-****
 申込番号：*****
 保険料：*****円
 取扱代理店：○○○会社○○店
 申込日：20○○年○○月○○日
 申出日：20○○年○○月○○日

返金先口座：○ ○ 銀行 ○ ○ 支店 (店番)
 普通(口座番号)*****
 口座名義人フリガナ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
 口座名義人 ○ ○ ○ ○

【送付先】〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 なないろ生命 クーリング・オフ担当

*個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

〈電磁的方法によるお申し込みの撤回〉

なないろ生命では、電磁的方法によるお申し込みの撤回等の窓口として、なないろ生命ホームページ上にお問い合わせ受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じますので、入力画面に必要事項を入力し、発信ください。(なないろ生命ホームページ：https://www.nanairolife.co.jp/)

(3)第1回保険料充当金のご返金について

お申し込みの撤回等がありクーリング・オフ制度が適用された場合、ご入金済の第1回保険料充当金は申込者さま(保険契約者さま)に全額をご返金します。申込者さま等から特にお申し出のない場合は、申込時に登録いただいた保険料振替口座へご返金します。申込時に保険料振替口座を登録いただけていない場合は、撤回お申し出時にご返金する口座をご指定ください。

2 保険期間開始期について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保険期間開始期は次のとおりです。

責任開始に関する特約を付加した場合	お申し込みと告知(診査)がともに完了したとき
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了したとき*

*第1回保険料相当額のお払込みが完了したときは次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みのときとします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日



「特定疾病一時金保険(無解約返戻金型)」「7大疾病初回一時金特約」「がん治療特約(2022)」「7大疾病保険料払込免除特約」の**がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目**となります。

3 告知義務について

保険契約者および被保険者にはなないろ生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があり、これを告知義務といいます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態等について、**告知書(電磁的方法による場合を含みます)でなないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、なないろ生命(告知書に記入いただく場合)が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことがら、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、保険期間開始期から2年以内*1であれば、なないろ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません*2。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません*2。
- ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例)現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取り消しとなる場合があります。また、すでにお申し込みいただいた保険料は返金しません。

*1 保険期間開始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。

*2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件(特定部位・指定疾病不担保など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けすることもあります)。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みの際、後日、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、**給付金などをお支払いするための確認・照会に、保険契約者、被保険者や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとなないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

なないろ生命 お客様サービスセンター ☎0120-08-7716

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合
- 保険期間開始期より前の疾病や傷害が原因の場合*
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

*次のような場合、ご契約によっては、保険期間開始期以後の疾病によるものとみなすことがあります。

- 告知等によりなないろ生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合
- 病院での受診歴や健康診断等による異常がなく、症状について被保険者等の認識・自覚もなかった場合
- 保険期間開始期からその日を含めて2年経過後に治療等を受けた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中になないろ生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3ヵ月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の解約返戻金は、まったくなく、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定疾病一時金基準金額の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- なないろ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
(受付時間: 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~12:00、13:00~17:00) ホームページ: <https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

12 お子さまの生命保険加入時のご留意事項について

- お子さまの医療費については、自治体により健康保険の自己負担分等を、お子さまの一定の年齢まで助成する制度がありますので、確認のうえ、加入をご検討ください。なお、お子さまの医療費助成制度は、各自治体によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 7大疾病(がんや6大疾病)に罹患するリスクは、一般的に年齢とともに高まる傾向であるため、未成年のうちは罹患率は相対的に低いことを考慮のうえ、加入をご検討ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
 なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。



インターネットでいつでも確認できます!

Web版「ご契約のしおり-約款」のご案内

なないろ生命では、お客さまの利便性向上*1のため、「ご契約のしおり-約款」*2の冊子版の受領にかえ、なないろ生命ホームページでWeb版「ご契約のしおり-約款」(以下、「Web約款」)を閲覧する方法をおすすめしております。

「Web約款」は以下の方法にて閲覧が可能です。

- *1 「Web約款」は、「いつでもパソコンなどで閲覧できる」「文字を拡大して閲覧できる」「検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できる」「冊子のように保管は不要で、紛失の心配がない」といったメリットがあります。
- *2 「ご契約のしおり-約款」は、契約内容にかかわる重要な内容を定めたものです。

■「Web約款」の閲覧方法

QRコードを利用する
 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 1 QRコードからなないろ生命のホームページへアクセスしてください。
- 2 「ご契約のしおり-約款(PDF)」を選択してください。

なないろ生命ホームページを利用する

- 1 以下のホームページへアクセスしてください。
<https://www.nanairolife.co.jp/yakkan/>
- 2 「ご契約のしおり-約款(PDF)」を選択してください。

なお、「ご契約のしおり-約款」の冊子版をお受け取りいただくこともできます。その場合は、「生命保険契約申込書」の署名欄またはペーパーレス手続き画面の「重要事項確認 兼受領確認」画面内にある「冊子版を希望します」をチェックしてください。後日、保険契約者さまへ「ご契約のしおり-約款」の冊子版を送付いたします。

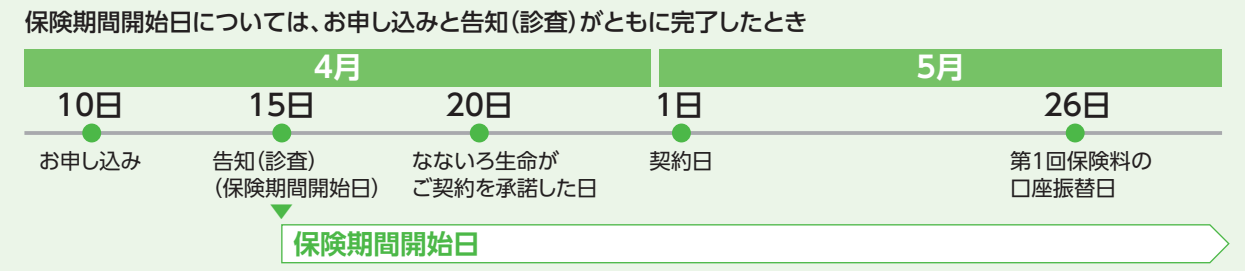
※お申し込み前またはお申し込み後でも、「ご契約のしおり-約款」の冊子版をご請求いただくことができます。ご希望の場合は下記サービスセンターへお申し出ください。

なないろ生命保険株式会社 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716

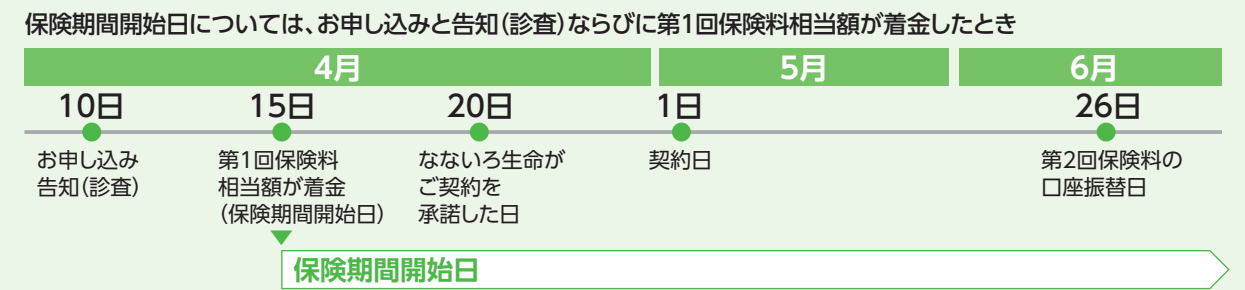
ご契約にあたって

お申し込みいただいたご契約のお引き受けをなないろ生命が決定した場合の保険期間開始日、契約日、保険料口座振替日は、以下のとおりとなります。

■「責任開始に関する特約」を付加した月払口座振替契約の例



■上記以外の月払口座振替契約の例



※保険料口座振替日は、毎月26日(金融機関休業日のときは翌営業日)となります。
 ※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、翌月の保険料とともに振り替えます。
 ※がんを原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

■契約日指定について

- 契約日は、原則、保険期間開始日を含む月の翌月1日としますが、保険期間開始日を含む月が被保険者の誕生日で、その誕生日の前日までの日を契約日とすることで契約年齢が上がらないときは、保険契約者からの申し出があり、その申し出をなないろ生命が承諾した場合に、契約日を指定することができます。
- 契約日を指定する場合は、お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みを誕生日の前日までの日にすべて完了する必要があります。
- 契約日を指定した場合の契約日は、保険期間開始日となります。

なないろ健康相談ダイヤル(ご利用は無料です)

24時間電話健康相談サービス サービス対象▶被保険者さまとその同居のご家族さま
 経験豊かな医師、保健師、看護士などの相談スタッフが、24時間・年中無休体制で電話によるご相談に応じています。医療機関情報、夜間・休日の医療機関情報、専門医療情報など、豊富なデータベースをもとに、独自の情報サービスをご提供いたします。
 ■ご相談いただける内容：健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス

セカンドオピニオンサービス サービス対象▶被保険者さま
 がんなどの重い病気と診断されたとき、各診療科領域における学会等で要職を経験した医師から、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて意見をもらうことができます。

■サービスの流れ(面談の場合)

専用ダイヤルへ電話 経験豊かなヘルスカウンセラーがセカンドオピニオンを手配します。	総合相談医によるセカンドオピニオン 総合相談医から二つ目の意見を聞くことができます。	優秀専門臨床医の紹介 より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合には、優秀専門臨床医が紹介されます。
--	---	--

- 上記サービスはなないろ生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。本サービスは2022年5月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ご利用の諸条件や地域・内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
- 総合相談医によるセカンドオピニオン・優秀専門臨床医の診療は、ティーベック株式会社のサービス外となります。

ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおり-約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり-約款」記載事項の例

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保険期間開始日および保障の責任開始期について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と解約返戻金について

再度ご確認ください事項

- 「なないろセブン」は、なないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとなないろ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

なないろ生命保険株式会社 お客様サービスセンター ☎ 0120-08-7716までご連絡ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「なないろセブン」の引受保険会社はなないろ生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はなないろ生命保険株式会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまとなないろ生命保険株式会社になります。
- 「なないろセブン」はなないろ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません)

引受保険会社

なないろ生命保険株式会社

本社 / 〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス / <https://www.nanairolife.co.jp/>

☎ **0120-08-7716** (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくりていねいに対応します。

☎ **0120-38-7716** (通話料無料)

【受付時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(ただし、祝日、年末年始を除く)